

令和5年度 高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金

募集要領

1 事業の目的

本市の地球温暖化対策の推進及び災害時の事業継続性の向上を図るために、事業所のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けて、自家消費を目的とした太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する事業者を支援するものです。

2 補助対象事業

補助対象者が高知市内に所有する事業所（店舗、事務所、倉庫、工場等）について、自家消費を目的とした太陽光発電設備又は当該太陽光発電設備に連系する蓄電池設備を新たに導入する事業（既設機器の入替えは除く）であって、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する事業とします。ただし、太陽光発電設備で発電した電力は専ら事業所において自家消費することとし、固定価格買取制度を活用して売電を行うことはできません。

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブの「令和5年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」の交付決定を受けていること。
- (2) 一般社団法人静岡県環境資源協会の「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の交付決定を受けていること。
- (3) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS等の第三者認証を受けているものに限る。）によりNearly ZEB, ZEB Ready又はZEB Orientedの省エネルギー性能評価の認証（以下「BELS認証等」という。）を受けていること。

※(1), (2)の補助金をまとめて言うときは、以下「ZEB補助金」という。

※なお、(2)の補助金については、一般社団法人静岡県環境資源協会の「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」のうち、『レジリエンス強化型ZEB実証事業』又は『ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業』のことをいう。

※ **ご注意ください** 補助金の交付決定日より前に、補助対象事業に着手（契約・発注）した場合、補助対象となりません。

3 補助対象者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 市町村税、都道府県税及び国税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 補助金の交付申請の日から補助金の交付決定の日までの期間において、本市から競争入札の指名停止の措置を受けていないこと。

4 補助対象設備

下表に掲げる設備及び要件を満たすものとします。

補助対象設備	補助要件
太陽光発電設備	(1) 年間発電量の見込みが当該事業所の年間消費電力量の見込みを超えないこと。 (2) 中古品でないこと。 (3) 自立運転機能（停電時に電気を使用できる機能）を備えていること。ただし、自立運転機能を備えた蓄電池設備を導入する場合はこの限りではない。

蓄電池設備	(1) 中古品でないこと。 (2) 定置用であること。 (3) 太陽光発電設備からの電気を優先的に蓄電するものであること。 (4) 自立運転機能を備えていること。
-------	--

※太陽光パネルの設置に当たっては、建設省告示第1454号の基準風速を遵守すること。

5 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、下表に掲げるものとします。

区分	補助対象経費
設計費	補助対象設備の設置工事の設計に要する経費
設備費	補助対象設備その他補助対象事業の実施に必要な機械装置（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、架台、計測システム、集電箱）の購入、製造等に要する経費（土地の取得に要する経費を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付け、配管、配電等の工事に要する経費（建屋の建設、既設建築物又は設備の撤去並びに土地造成、整地、地盤改良工事等の基礎工事に要する経費を除く。）

6 補助率及び補助金上限額

補助率及び補助金上限額は、下表に掲げるものとします。

補助対象設備	補助金の算定及び限度額
太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備の補助対象経費×補助率1/3（千円未満切り捨て） (2) 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値(kW) ^(注1) ×補助上限額10万円 ⇒上記のいずれか少ない額
蓄電池設備	(1) 蓄電池設備の補助対象経費×補助率1/3（千円未満切り捨て） (2) 蓄電池設備の定格容量の合計値(kWh) ^(注2) ×補助上限額10万円 (3) 太陽光発電設備の発電量(kWh) ^(注3) ×補助上限額10万円 ⇒上記のいずれか少ない額

※ただし、令和5年度当初予算残額2,500,000円の範囲内とする。

(注1) 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値(kW)とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいい、小数点以下を切り捨てとする。

(注2) 蓄電池設備の定格容量の合計値(kWh)とは、蓄電池の定格容量の合計値をいい、小数点以下を切り捨てとする。

(注3) 太陽光発電設備の発電量(kWh)とは、「太陽光発電設備の公称最大出力の合計値」×「時」をいう。

(例1) 補助対象経費の合計額：450万円、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値：12.5kWの場合

補助率を乗じて得た額	>	補助上限額	⇒	補助額
450万円×1/3=150万円		12kW×10万円=120万円		120万円

(例2) 補助対象経費の合計額：650万円、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値：12.5kW、蓄電池の定格容量の合計値：9.6kWhの場合

補助率を乗じて得た額	>	補助上限額	⇒	補助額
650万円×1/3=216万6千円		12kW×10万円=120万円 9kWh×10万円=90万円		210万円

(例3) 補助対象経費の合計額：500万円，既設太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値：12.5kW，蓄電池の定格容量の合計値：15kWhの場合



7 募集・選定について

(1) 受付方法

【受付期間】令和5年9月25日（月）～令和5年12月28日（木）まで【先着順】

【受付時間】平日8：30～12：00，13：00～17：15（土日祝日を除く）

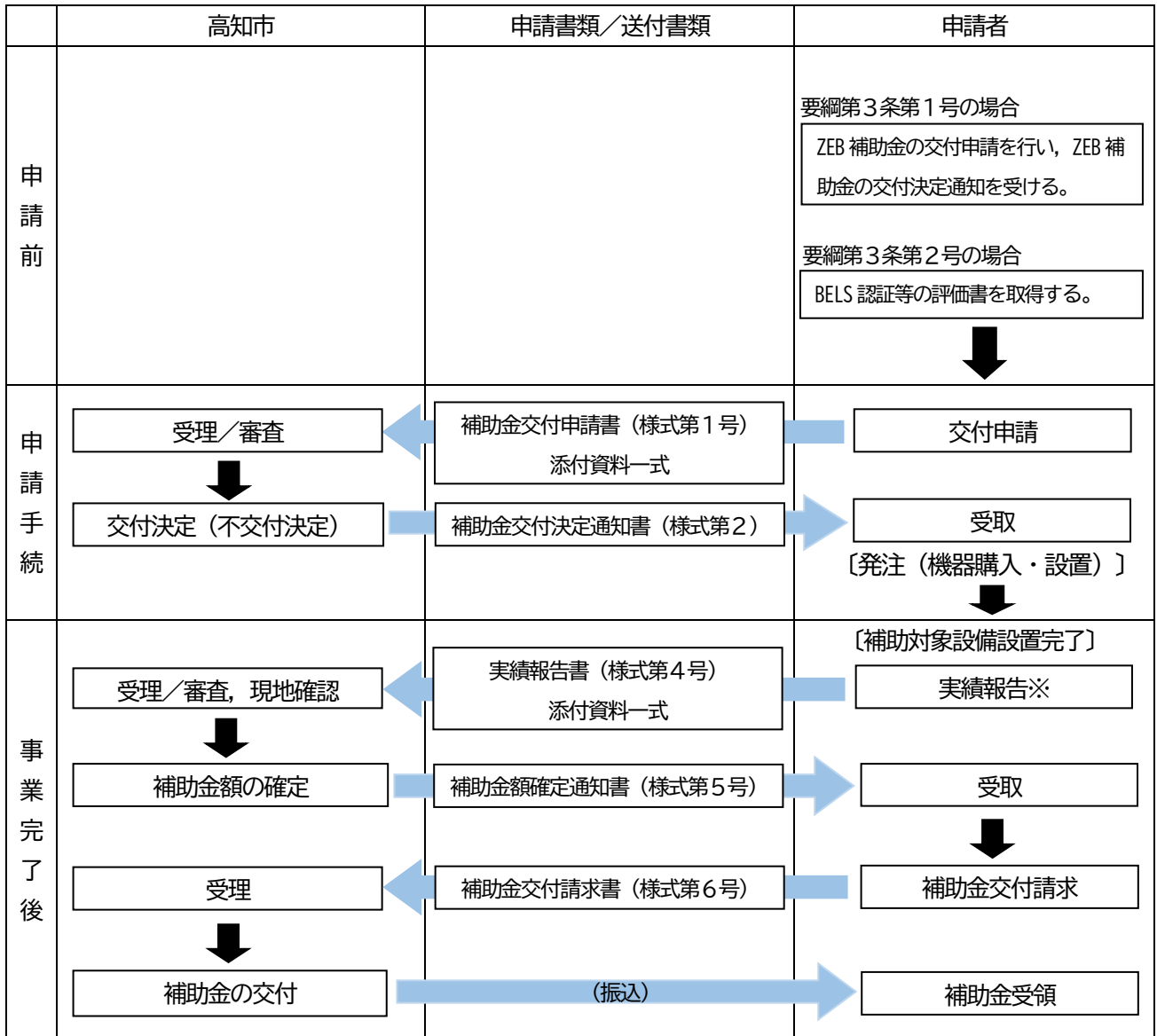
【提出先】高知市役所本庁舎5階 窓口番号514 新エネルギー・環境政策課

【その他】二次募集は，予算残額の範囲内において，先着順で随時受け付けます。（当該年度内に実績報告できるものに限る。）その他詳細については，高知市新エネルギー・環境政策課HPに順次掲載します。

(2) 申請単位

申請は事業者単位とします。

8 申請の流れ（フロー図）



※交付を受けるためには、交付決定通知後に補助対象事業に着手（契約・発注）することが条件となりますので、ご注意ください。

※実績報告は、補助事業完了日から30日を経過した日又は補助金交付決定年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて報告すること。

※やむを得ない理由により前項の期間内に実績報告書を提出することができない場合は、速やかにその旨を報告すること。

9 申請に必要な書類

「高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱」に定める様式により、必ず補助対象機器の購入・設置前（発注前）に申請すること。

(1) 交付申請時（No. 1～No. 12）

No.	必要な書類	提出対象者	提出書類（詳細）	備考
1	補助金交付申請書	全申請者	様式第1号 補助金交付申請書	「様式第1号 補助金交付申請書」を使用すること。
2	事業計画書	全申請者	別紙1 事業計画書	「別紙1 事業計画書」を使用すること。
3	申請者が事業を営むことの証明書類	民間企業	商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	発行日から3か月以内。
		青色申告を行っている個人事業主	① 所得税青色申告決算書の写し ② 個人事業の開業・廃業等届出書の控え（写し可）	直近1か年分。
		独立行政法人，国立大学法人，公立大学法人，学校法人，一般社団法人，一般財団法人，公益社団法人，公益財団法人，医療法人，社会福祉法人，法律により直接設立された法人	法人登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	発行日から3か月以内。
		協同組合等	定款の写し	
4	市町村税の滞納がないことを証明する書類	高知市内に住所を有する申請者	市町村税に係る納税証明書（滞納がないことの証明書）	発行日から3か月以内。高知市役所資産税課税務証明係で発行。
		高知市外に住所を有する申請者		① 高知市役所資産税課税務証明係で発行 ② 申請者の住所地の市町村で発行
5	都道府県税の滞納がないことを証明する書類	高知県内に住所を有する申請者	都道府県税に係る納税証明書（滞納がないことの証明書）	発行日から3か月以内。高知県内の県税事務所で発行。
		高知県外に住所を有する申請者		① 高知県内の県税事務所で発行 ② 申請者の住所地の都道府県で発行

No.	必要な書類	提出対象者	提出書類（詳細）	備考
6	国税の滞納がないことを証明する書類	企業、法人、協同組合等	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）※法人税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税及び復興特別所得税）	発行日から3か月以内。 管轄の税務署で発行。 納税証明書の種類：その3 ※「納税証明書交付請求書（記入例）」のとおり税目を記載し請求。
		個人事業主	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ※申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税）	
7	社会保険料の納付を証明する書類	企業・法人及び国保以外の個人事業主	社会保険料納入確認（申請）書 （直近1年間に未納がないことの証明）	発行日から3か月以内。 年金事務所又は加入する健康保険組合等で発行。
		国保加入の個人事業主	不要	「市税等の滞納がないことの証明書」に記載されるため不要。
8	申請者が事業所を有することの証明書類	補助対象設備を導入する事業所が既存建築物の場合	建物の不動産登記簿謄本又は固定資産税課税台帳の写し（所有者欄に補助対象者を含む記載がされていること）	発行日から3か月以内。 賃貸物件は対象外。自己の所有する市内の事業所において設備を導入する事業が対象。
9	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	全申請者	別紙2 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	「別紙2 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書」を使用すること。
10	ZEB 補助金の交付決定通知書の写し	要綱第3条第1号の場合の申請者	① 一般社団法人環境共創イニシアチブの「令和5年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」の交付決定通知書の写し ② 一般社団法人静岡県環境資源協会の「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の交付決定通知書の写し	①又は②いずれかを提出すること。

No.	必要な書類	提出対象者	提出書類（詳細）	備考
11	評価実施機関による評価書の写し	要綱第3条第2号の場合の申請者	BELS 認証等の評価書の写し（Nearly ZEB, ZEB Ready, 又は ZEB Oriented の省エネルギー性能評価の認証を受けているもの）	
12	その他		その他, 市長が特に必要と認める書類	本市から指示があった場合に提出すること。

(2) 実績報告時 (No. 1～No. 9)

No.	必要な書類	備考
1	実績報告書（様式第4号）	・事業着手年月日：発注日又は契約日
2	契約書及び領収書の写し	領収書については、経費区分ごとの内訳が確認できること。
3	この補助金により導入した機器の一覧	型式・製造番号が確認でき、交付決定を受けた補助対象設備と同一製品であることが確認できる資料を添付すること（機器の保証書、性能証明書、材料の出荷証明書等の写し又は製品の確認写真等）。
4	竣工写真	補助対象設備設置後の太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、売電量と買電量を計測する電力量計の設置状況を確認できるもの。
5	竣工図	・補助対象設備配置図：「4 竣工写真」と設置状況が突合できること。 ・システム系統図：太陽光発電設備（蓄電池設備）から系統接続までのイメージ図 ・単線結線図：機器の電気回路系統を単線で示したもの。
6	電力会社との系統連系に係る協議内容が確認できる資料	系統連系に係る全量自家消費又は余剰売電についての協議内容が確認できること。
7	評価実施機関による評価書の写し	要綱第3条第1号に該当する場合に、BELS 認証等の評価書の写し（Nearly ZEB, ZEB Ready, 又は ZEB Oriented の省エネルギー性能評価の認証を受けているもの）を提出すること。
8	建物の不動産登記簿謄本（所有者欄に補助対象者を含む記載がされていること）	補助対象設備を導入した事業所が新築建築物の場合に提出すること。
9	その他, 市長が特に必要と認める書類	本市から指示があった場合に提出すること。

※No.2～5については、事業計画書の添付資料(1)で補助対象設備ごとに付した番号を記載し、突合できるようにすること。

10 申請先・お問合せ

高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 本庁舎5階 窓口番号514

TEL：088-823-9209 FAX：088-823-9553 Eメール： kc-180500@city.kochi.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>